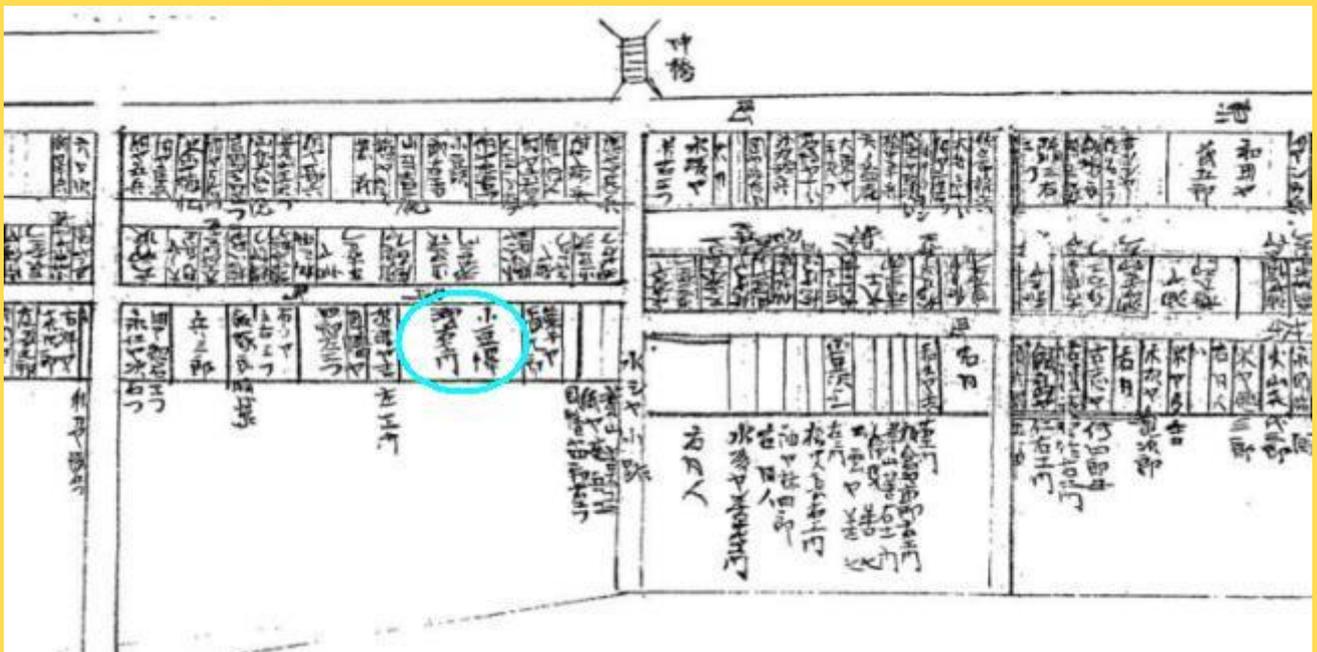


第14回 松江城下町商家の儉約計画

近頃は不況で儉約に励まれているお宅も多いことと思う。我が家も外食はしない、家族旅行は全部キャンプ、などといった儉約を実行している。

さて、江戸時代の松江城下町でも商家は儉約に励んでいた。特に経営が悪化してくるとそうである。ここでは小豆沢浅右衛門家という上層商家の儉約計画を紹介する。

「松江末次商家図」(個人蔵)より 丸印が小豆沢浅右衛門家

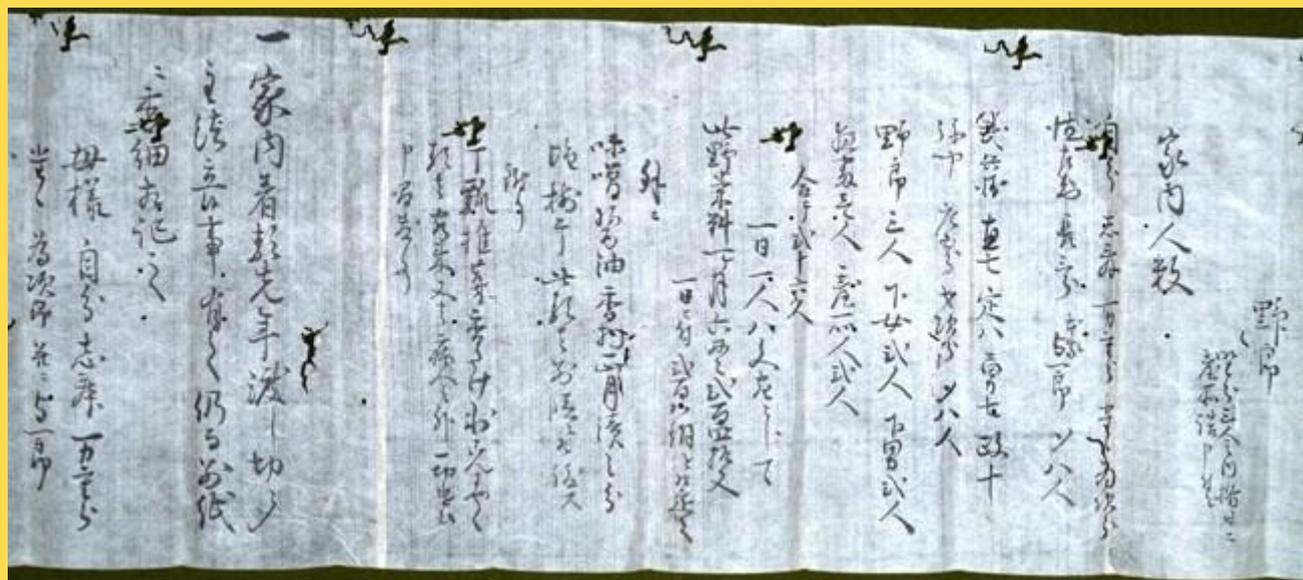


小豆沢浅右衛門家は、末次芋町にあり、金融業を営んでいたようである。松江藩の御用商人としても代々活動し、例えば18世紀半ばには泉府方という藩営金融に関与したりしたこともあった。しかし、19世紀になると単年度決算で赤字を計上するようになり、その金額は銀100貫目に及ぶようになった。そこで、文化11年(1814)に小豆沢家は7ヶ年の儉約計画を立てるのである。

計画は、まず当主と跡継ぎが率先して儉約に励むことを謳っている。特に第一条では、自分好みの茶器や小道具を一切求めないとある。まずは当主の趣味にお金をかけることはやめようということである。なお、妻と娘の白粉・紅などの化粧品に関しても一ヶ月の上限を銭250文とし年間3貫文と定めている。

次は、食の儉約である。台所の統制が緩んでいるので「男住居」とし下女を台所に置かないことにした。また、献立も質素にした。家内人数は26人で、その内訳は当主とその家族が8人、経営関係の奉公人(番頭・手代ほか)が8人、それに生活関係の奉公人(下男・下女・夜番など)が10人である。1日1人8文として一ヶ月あたりの野菜料を銭6貫240文と見積もっている。そのほかに味噌・醤油・香物・梅干しが別に渡される。干瓢・椎茸・蒟蒻などは来客や病人以外には出さないと決めている。何が必需品で何が贅沢品と見なされていたかがわかり興味深い。

小豆沢家文書(明治大学博物館蔵甲 X12)より



その次は衣の儉約である。衣類の儉約は以前に仕法を立てたことがあり詳細は省かれているが、正月に限り家族と番頭だけは熨斗目を着用したことは記されている。また自分と妻と年長の二人と見られる子供だけは質素にするとしており、そのほかの家族と区別している。年少の子供はお下がりを着るから衣類代はさしてかからないということなのであろうか。

以上が、趣味や生活にかかわる儉約策である。より本質的な儉約策も計画には盛り込まれている。

まず、会計方法の改善である。小間物や糸類については予算を定め、その支出の責任を妻が担い、「奥買物帳」という家計簿を付けることとした。ちなみに、江戸時代の商家は一定の経営規模を持っていれば経営と家計を分離することが多いので、この小豆沢家の場合は少し遅すぎる印象を持つ。

次に、奉公人の働き方と外注部分の縮小である。衣類の仕立について「女日雇」を別に雇っていたが、家内で仕立てることとし、恐らく日雇い賃よりも安い賃金を家内の恐らくは女性奉公人に支払うことにした。松江城下町に衣類を仕立てる女日雇という生業が存在したこと、また、家内の奉公人に特別な仕事に対して賃金を支給したことが注目される。

夏の洗濯に関しても家内で行うこととしている。これは洗濯が外注であったということであろうか。そのために「手利」の下女を雇えというのである。

また、儉約品目の種別を分けて、担当の手代を設けていることも興味深い。儉約策に実効性を持たせるための措置であろうか。その種別は、「紙・蠟燭・油」「伽羅油・元結」「木履・傘・桃燈・足駄類」「焼炭」「飯米・雑穀・薪」である。建築関係については大工雇い手間の見積もりをしたうえで担当を番頭武兵衛の担当としている。儉約への組織的な取り組みといえよう。

最後に交際費がある。特定の三軒を除いては親類関係の中元・歳暮を全て止め、吉凶のみ金額を定めている。ただ、松江藩の御用を複数勤めているため、関係の家臣を始め「御勝手方・御軍用方・御手船方・焰硝方」といった関係部局への贈答品は停止することはしなかった。仕事関係の交際費は必要経費ということで削ることができないのであろう。

このように見てくると、私たち庶民からすれば儉約の内容はかなり上の階層であるように感ぜられる部分もあるけれども、椎茸や蒟蒻は現代の私たちには決して贅沢品ではないなど時代の相違を感じさせる部分もある。

我が家にもこのような儉約計画が必要なのかかもしれない。標的になりそうなのが晩酌だが、紹介した儉約計画に酒が出てこないのは何故か。この家は酒造株を持っていたから酒には不自由しなかったのか、それとも当主が無類の酒好きで儉約の対象からはずしたのか、つい想像を逞しくしてしまう。

(平成23年11月3日 近世部会 渡辺浩一)